



Kozagawa Town Public Relations Magazine Vol.207

2026

広報

こざがわ

4



特集

町長施政方針

2～7ページ

令和8年度一般会計当初予算

8ページ

町長施政方針

令和8年第1回定例会施政方針（要旨）

3月3日から3月17日まで、古座川町議会令和8年第1回定例会が開かれました。町長が述べた新年度の施策等について掲載します。

行財政運営

本町の令和8年度の予算状況ですが、一般会計では、対前年比で2億9,900万円減の32億3,750万円としています。

主たる歳入の内訳としまして、予算の5割以上を依存している地方交付税のうち、普通交付税については対前年比で3,600万円増額の17億6,100万円、特別交付税については対前年比で100万円増額の1億8,900万円を見込んでいます。

また、自主財源であります町税については、2億1,422万3千円とし、対前年比で501万円の減額を見込んでいます。

国庫支出金につきましては、1億7,199万9千円とし、対前年比3,566万8千円の減額、県支出金につきましては1億6,436万円とし、対前年比752万9千円の

増額を見込んでいます。

繰入金につきましては、対前年比で1億504万2千円増額の2億1,173万円、町債につきましては、対前年比で4億2,610万円減額の7,890万円を見込んでいます。

歳出につきましては、各種計画や要望等に基づき町行政に必要な施策を十分に検討・調整し、「持続可能なまちづくり」を目指し各施策の取り組みを進めています。

行政無線のデジタル化により、データ伝送など通信手段の多様化、来庁された方の負担軽減のため「書かない窓口」システムの導入、公共施設（斎場、保育所、小学校）のLED化、また引き続き子育て支援施策など、住民生活に必要なサービスや事業等について予算化しているところ です。



ふるさと寄付

ふるさと寄付（納税）については、町内の特産品のPR、産業振興のため、インターネットサイトから返礼品が選択できる仕組みを利用して、返礼品を贈っています。

令和7年度は、1月末現在で4,850万4,100円のご寄付をいただいております。令和8年度におきましては、より多くの方に寄付していただけるようPRに力を入れ、また寄付していただく方の「志」に応えられるよう施策の向上に努めていきます。

自主財源の少ない本町にとりましては大変貴重な財源であり、町のために有効に活用させていただきます。



消防・防災

消防・防災関係において、令和5年度より防災行政無線を現在のアナログ方式からデジタル方式に整備を進めておりますが、令和7年度末の完成に向けて事業を推進し、住民の皆様への情報伝達の機能強化・充実に努めます。

また、地震等の災害に備え、防災施設や備蓄品、水道施設等の再点検を行い、必要な対策を講じるとともに、職員向け避難所開設訓練などについても実施し、国県をはじめ防災関係機関、町民が一体となった総合的な防災体制の強化に努めます。

公共交通

ふるさとバスについては、本川線、小川線を中心に運行しています。

移動手段として多くの方々にご利用いただくため、住民の声を聴きながらニーズに対応した利便性の向上と効率的な運行形態について検討します。



後期高齢者医療被保険者 集団健診

高齢者の健康づくり、生活習慣病等の早期発見、介護予防のため、多くの被保険者の方に受診していただくよう、今後も引き続き集団健診の実施に努めます。

火葬場の運営

令和元年8月から協定書に基づき受け入れを行っております申本町民の火葬にしましては、令和6年度実績で64体、令和7年度は1月末まで、52体の受け入れを行っています。令和8年度におきましても、申し合わせにより、引き続き受け入れを行います。

高齢者福祉・地域福祉

古座川町は、高齢化率54・70%（令和8年1月末現在）と県下でも高齢化の進んだ町です。

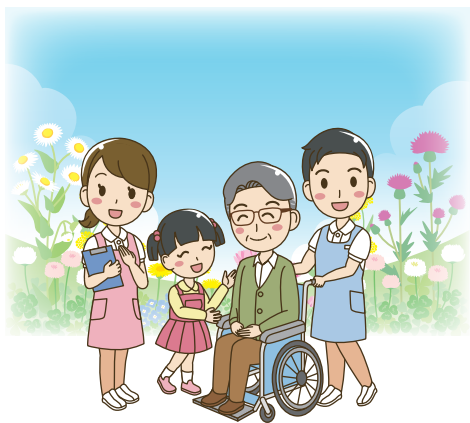
高齢者福祉については、引き続き高池地区にある複合センターを高齢者中心の集いの場として活用します。また、地域包括支援センターについても、筋力トレーニング教室などの介護予防事業や総合相談支援に取り組みます。

このほか、町単独事業として取り組んでいる外出支援サービスやショートステイサービス、高齢者の食生活を支援する配食サービス等の生活支援サービスの実施に引き続き取り組めます。

障害福祉

障害のある方やその介助者を支援するため、移動支援や日中一時支援をはじめ生活介護や施設入所支援、就労支援などの障害者総合支援法等に基づく多様なサービスの提供に取り組めます。

広域的な取り組みとしては、新宮・東牟婁圏域の市町村と和歌山県、社会福祉法人等が協力し、ひきこもりサポート事業、手話奉仕員の養成講座等を実施し、安心して暮らせる地域づくりを進めます。





母子保健・健診増進事業 及び予防接種

母子保健事業については、保健師等が町内のすべての乳幼児の健診に携わり、手厚い対応ができる体制としています。また、安心して出産・育児ができるよう、妊産婦の方や、子育て世帯を対象とした各種事業に引き続き取り組みます。

健康増進事業については、児童から高齢者までの、さまざまな世代の運動指導事業について、より内容を充実し一層健康づくりを推進します。

予防接種事業については、インフルエンザワクチン接種、新型コロナウイルスワクチン接種などの助成に加え、65歳以上の高齢者等を対象とした带状疱疹ワクチン任意接種の助成を引き続き実施します。



診療所の運営

明神診療所及び小川診療所については、昨年と同様に岡地医師が診療を行う体制で取り組んでいきます。

七川診療所及び三尾川診療所の運営については、令和8年度より和歌山県の医師派遣体制の見直しによって、拠点病院であります、くしもと

町立病院から武内医師、園田医師の2名が、交代で週5日の内、週3日診療を行い、残り2日の診療は、昨年度と同様に委託医師と角谷整形外科病院による整形外科診療にて行っています。

派遣医師は、15時までの業務時間となりご不便をおかけしますが、派遣医師との連携に努めていきます。

また、和歌山県立医科大学の神経内科医師による認知症関係の診療も引き続き行います。

今後も診療所業務の充実と、他の医療機関との連携強化を図り、地域医療の推進に取り組みます。



観光振興

本町は、清流古座川をはじめとする豊かな自然環境に恵まれた町であり、キャンプや鮎釣り、カヌーなどの川遊びを目的とした観光客が多く訪れております。一方で、これまで本町を訪れる観光客の多くは日帰り客であり、滞在時間の短さが課題となっていました。

こうした課題を踏まえ、観光客の受け皿整備を重要な施策として取り組んできた結果、宿泊温泉施設及びキャンプ場の運営が開始され、宿泊

者数は着実に増加し、地域における雇用の確保や経済的効果が表れております。

また、町内では実行委員会による各種イベントが開催され、町が補助金等により支援を行い、交流の機会創出と観光誘客の促進に努めてきました。

今後は、観光協会をはじめとする関係団体と連携し、自然体験型観光の充実や滞在型観光の推進を図るとともに、広域的な観光振興の観点から、近隣自治体との連携についても協議を進め、エリア全体での魅力向上を図り、持続可能な観光振興を一層促進してまいります。



産業の振興

農業支援については、「農地流動化助成金」や「農業者育成支援事業補助金」の拡充により、将来の担い手となり得る認定農業者や認定就農者を支援してまいります。

また、生産組合、各種団体とも連携し、農業経営の拡大と耕作放棄地の解消を推進するとともに、農地の維持管理や機能向上を目的とする活動を行う団体に対し、交付金を活用

した地域農業の活動を支援していきます。

また、令和5年度から、潤野地区で実施しております県営潤野地区土地改良事業については、和歌山県、潤野地区とともに事業推進に努めます。

物価高騰対策については、令和8年1月臨時議会におきまして、物価高騰等に伴う町民への影響を踏まえた地域経済活性化商品券事業の実施に伴う予算をご承認いただき、一人当たり3万円の商品券を配布する準備をしております、予算を繰越して実施します。



獣害対策・ジビエ事業

鳥獣害対策については、銃器・わな・捕獲檻などによる「有害鳥獣駆除捕獲事業」を継続するとともに、狩猟者確保のための免許取得支援や登録申請費用の補助を継続して実施していきます。

ジビエ事業については、ぼたん荘施設の指定管理者に運営を委託しており、新たな販路拡大や商品開発への取り組み、シカ皮の有効活用などに引き続き連携して取り組めます。

移住・定住促進

古座川町への移住・定住の促進を図るため、首都圏等で開催されます移住・定住相談会やフェアに積極的に参加しPRを行うことにより、本町への移住・定住をより一層推進していきます。

また、空家バンク登録の充実を図るため、町外の方で町内に固定資産を所有する方に対し固定資産税納付書送付時に空家バンク制度の説明チラシを同封する業務を計画し当初予算に計上しています。



林業施策

森林環境譲与税を活用した事業については、計画的に意向調査や経営管理権集積計画作成、経営管理業務の実施を進めます。

令和8年度から森林環境譲与税活用型森林整備加速化事業として補助事業名を変更し、従来の間伐補助や造林補助、未利用資源の活用、林業担い手社会保障制度等充実対策事業等の事業を集約し、国・県事業への上乘せ補助や町単独補助を実施することにより、適切な森林整備や機能回復、未利用資源の活用に加え、林

業労働者の社会保障事業の充実を促進し労働力の確保・育成に努めます。また、町有林伐採跡地に広葉樹などの植栽を行い、山の保全・保水力向上に取り組めます。

町内の道路整備

町内道路網の整備を促進すべく、特に集落間道路の狭隘箇所について、解消に向かうよう整備計画を検討していきます。

また、道路維持や舗装、橋梁等の維持修繕事業において、国の交付金事業等、補助事業の対象になるものは、その事業を活用し、防災力向上や有効性を踏まえ必要な整備計画を順次進めていきます。

日々の維持管理については、令和5年度より配置しております道路巡視員の増員を計画しており、地区住民の皆様のご協力も賜りながら、適切な維持管理に努めていきます。

また、国道・県道では、国道371号及び各県道の改良促進と防災対策、維持修繕についても、事業促進のための予算枠拡大等の要望活動を引き続き行っています。





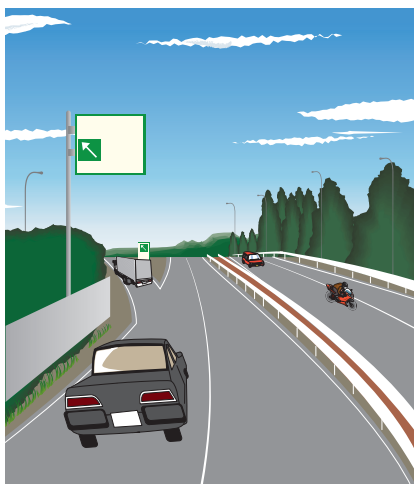
高速道路関係

近畿自動車道紀勢線すさみ・串本間につきましては、令和9年夏の供用開始に向けて工事が進んでおり、今後建設が進んでいく串本・太地間、特に古座川インターチェンジ（仮称）までの早期完成に向けて、要望活動を続けていきます。

近畿自動車道紀勢線インターチェンジに向けた古座川町からのアクセス道路については、令和5年度に事業が採択されたところです。現在、事業主体の県において、あらためて測量及び設計等の業務を行っていたまっています。

また、高速道路整備に伴う残土処理場の整備についても、関係機関との協議に備え、設計内容を整備しているところです。

今後も国・県との連携を図りながら事業実施の準備を行っていきます。



地籍調査事業

土地取引、相続、災害後の早期復旧、公共事業の円滑化等に重要な地籍調査につきましては、令和7年度着手の上宇津木地区他、また新規地区として月野瀬地区の2地区に加え、航空測量を活用した新しい調査方法により、田川地区の調査を加えた計3地区を行います。



急傾斜対策事業

急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護し、安全安心な生活を守るため、国庫補助事業では、一雨小柳地区（明神小学校の裏）を継続していただき、県単独事業では、直見地区、長迫地区が予定されています。

なお、未対策箇所も多く残されており、今後も予算枠の拡大、採択基準の緩和等について要望を重ねていきます。



古座川の河川整備

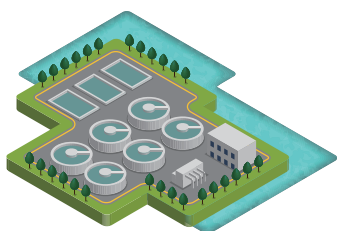
古座川の氾濫による家屋等の浸水対策として「二級河川古座川水系河川整備計画」に基づき、令和2年度より概ね20年間にわたり、河道の掘削、堤防の整備が始まっています。

施工期間が長期にわたることにより、社会状況、自然環境及び河道状況等の変化や、新たな知見等により計画の見直しの必要が生じた場合などは、随時県への要望や協議を重ねながら整備を行っていく予定です。



簡易水道事業

簡易水道事業会計では、現在7か所の簡易水道施設の維持管理に努めており、老朽化した施設の長寿命化や災害対応など、今後も安全で安定した水道水の供給に努めていきます。



子ども・子育て支援

次代を担う子どもが心身ともに健やかに育つことは、町民の願いです。本年度も子育て支援施策として、出産祝金制度、保育料無料化、学校給食無料化、高等学校等に就学している生徒への一人月額5,000円の就学支援金の支給、学童保育所、放課後居場所づくり事業、小中高入学祝い金、小中学校修学旅行費補助金など、子育て世代を応援します。



教育環境の充実

令和7年度に児童・生徒用のタブレット端末の更新を行い、端末故障時の代替機となる予備機も充実しました。この一人一台端末や小中学校に導入した電子黒板を活用しながら、ICT教育を充実させていきます。

令和2年度に改訂した「古座川町子ども教育15年プラン」に基づき、保・小・中の連携継続や支援の必要な児童生徒のためのスタッフ配置、英語教育、読書活動の推進などに取り組みます。



部活動に係る協議会、古座川の教育を考える会の設置（継続）

中学校部活動については少子化の中でも将来にわたり、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、地域展開等を協議する協議会を令和7年2月に立ち上げ、令和8年2月に第4回を実施していきます。今後、議論を深めていきます。また、令和7年4月には「古座川の教育を考える会」を立ち上げ、今後の社会情勢を考え、古座川町としての強み・特色を生かした教育を展開していきます。その上で、学校配置の議題のみならず、学校の子どもの学習の場としての機能を高めていくために、さまざまな意見を協議共有しながら、継続的に古座川の教育を考えていく予定です。



施設整備

老朽化した小学校の空調設備をはじめ、照明器具のLED化やスクールのバスの購入等、児童生徒の安心・安全の確保と、学校教育施設の更なる環境向上に取り組みます。

以上、これらの施策を実施していく新年度予算は、一般会計では歳入歳出の予算総額をそれぞれ32億3,750万円とし、国民健康保険特別会計をはじめ6つの特別会計の予算総額は、11億8,827万円としました。

また、令和6年度より公営企業会計へと移行している簡易水道会計を除く、すべての会計の予算総額は、44億2,579万円とし、前年度当初予算対比では、2億9,268万円の減額としました。

今後も国や県との連携を密にしつつ、健全財政の維持を図りながら、町民皆様のご要望にできる限り応えていきますので、ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

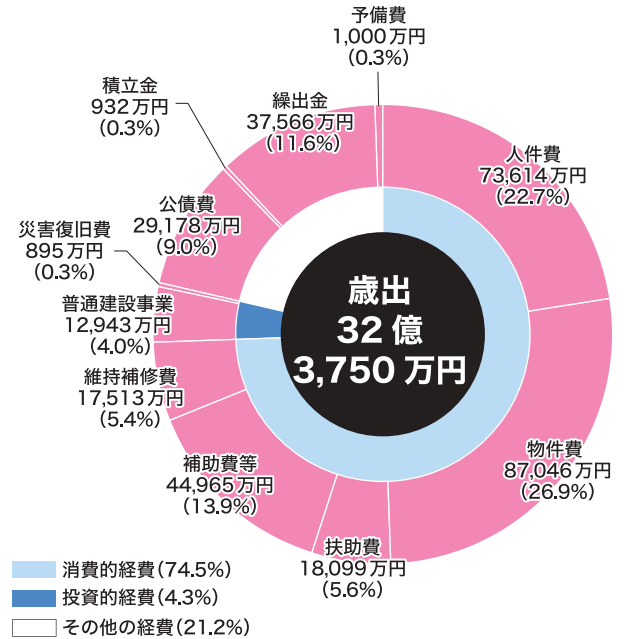
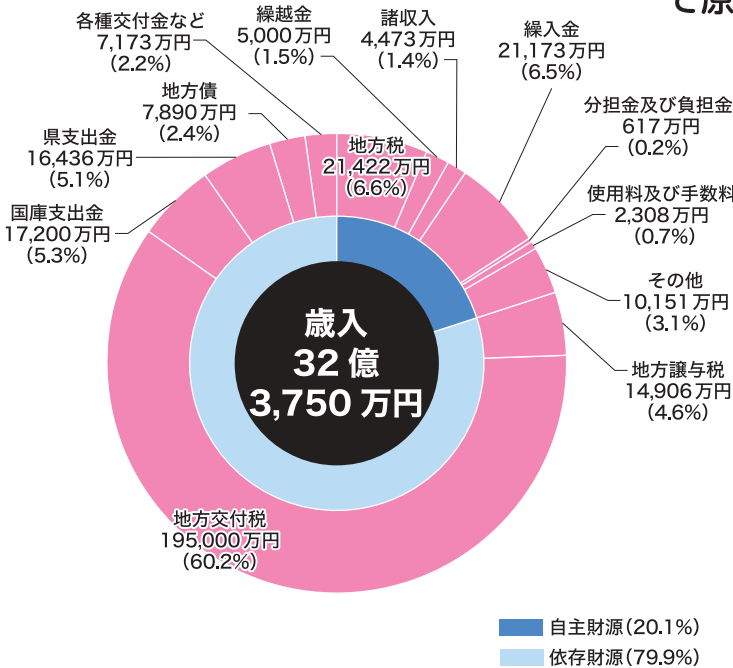


令和8年度一般会計当初予算 32億3,750万円 対前年度比8.5%減

歳入

古座川町議会第1回定例会
で原案可決

歳出



歳入
▼一般会計の歳入は、前年度と比べ、2億9,900万円減額し、32億3,750万円を見込んでいます。
自主財源は、6億5,145万円対前年度で1億1,699万円の増となっています。町税収入は2億1,422万円を見込み、対前年度で501万円の減となります。
依存財源は25億8,605万円対前年度4億1,599万円の減となっています。地方交付税は19億5,000万円を見込み、対前年度3,700万円の増、国庫支出金は1億7,200万円対前年度比3,567万円の減、県支出金は1億6,436万円対753万円の増となっています。
国庫支出金・県支出金の主なものは、公共土木施設整備事業にかかる防災・安全交付金、地籍事業費負担金となっています。
地方債は、7,890万円対前年度比4億1,600万円の減となっています。

歳出
▼歳出は人件費や物件費、扶助費等の「消費的経費」と、公共施設の建設等、行政水準の向上にかかる普通建設事業費等の「投資的経費」に分けることができます。
消費的経費は24億1,237万円対前年度比1億1,788万円の増を見込んでいます。主たるものは人件費が7億3,614万円、物件費が8億7,046万円、補助費が4億4,965万円となっています。
投資的経費は1億3,838万円対前年度比4億309万円の減を見込んでいます。うち普通建設事業は1億2,943万円対前年度比4億309万円の減となっています。減額の主たる要因は、デジタル防災行政無線施設整備事業に伴うものとなっています。
地方債の返済にあてる公債費は、2億9,178万円対、前年度比1,947万円の減額となっています。

特別会計名	予算額
国民健康保険特別会計	3億4,794万円
国保七川診療所特別会計	6,271万円
国保明神診療所特別会計	6,958万円
へき地診療所特別会計	1,928万円
介護保険特別会計	5億5,200万円
後期高齢者医療特別会計	1億3,676万円
特別会計 合計	11億8,827万円

公営企業会計名	予算額
簡易水道事業会計	9,044万円
収益的収入	8,308万円
収益的支出	200万円
資本的収入	3,472万円
資本的支出	

特別会計・公営企業会計

6会計総額11億8,827万円
▼特別会計は、一般会計の歳入歳出予算と区分して整理する必要がある場合や、特定の事業を行う場合設置するもので、6会計の予算の合計額は11億8,827万円となり、前年度と比較して631万円の増額となっています。
また、令和6年度より簡易水道事業がこれまでの官公庁会計から地方公営企業法を適用し、公営企業会計へと移行しています。収益的収入は昨年度比106万円増、収益的支出は12万円減、資本的収入は増減なし、資本的支出は50万円増となっています。

お知らせと情報



主な問い合わせ先

総務課
☎ 72-0180

住民生活課
☎ 67-7900

地域振興課
☎ 67-7901

建設課
☎ 67-7902

出納室
☎ 67-7903

議会事務局
☎ 67-7904

教育委員会（教育課）
☎ 72-3344

健康福祉課
☎ 67-7112

地域包括支援センター
☎ 67-7611

問……問合せ先

令和8年度 国民健康保険 税率等について

国民健康保険の財政運営は平成30年度から県が主体となり、毎年県が示す標準保険料率をもとに税率を町が決定します。税率変更による被保険者の皆さんの急激な負担とならないよう、古座川町国民健康保険基金の繰入を計画的に行い、税負担の緩和を図ります。

令和8年度の税率等の改正内容は下表をご覧ください。

なお、令和8年度の保険税額の通知は、7月中旬に送付します。

問 住民生活課

国民健康保険税の改正内容 ※所得の少ない方などには軽減制度があります。

区分	医療分		後期高齢者支援金分		介護分		子ども分（新設）	
	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度
所得割	6.30%	改正なし	1.95%	改正なし	1.92%	改正なし	-	0.30%
均等割	2万円	改正なし	6,600円	改正なし	6,000円	改正なし	-	1,139円
平等割	3万円	改正なし	8,000円	改正なし	6,000円	改正なし	-	766円
賦課限度額	66万円	67万円	26万円	改正なし	17万円	改正なし	-	3万円

国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入の皆様へ
子ども・子育て支援金制度が始まります

「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から支援金を支援いただき、それによる子育て世帯に対する支援の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。支援金は次の6つの事業に充てられます。

- ① 児童手当の拡充
- ② 妊婦のための支援給付
- ③ 育児時短就業給付
- ④ 出生後休業支援給付
- ⑤ 育児期間中の国民年金保険料免除
- ⑥ こども誰でも通園制度

なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

子育て支援は、子どもたちが健やかに成長していくためのものであり、その子どもたちは将来大人になりこの社会を支える担い手となるため、子育て支援は全ての方にとってメリットがあります。

そのため、独身者や高齢者も含む全世代や企業の皆さまから支援していただくこととしております。

いつから始まるの？

令和8年度より、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料とあわせて納付していただきます。保険税（料）額の通知は、7月中旬に送付します。

問 国民健康保険税についての問合せ：住民生活課

後期高齢者医療保険料についての問合せ：住民生活課又は和歌山県後期高齢者医療広域連合
☎ 073-428-6688



後期高齢者医療制度 保険料率等改定のお知らせ

和歌山県後期高齢者医療制度の令和8・9年度の保険料率等(表1)が決定しましたのでお知らせします。

保険料は、被保険者に等しく負担していただく均等割額と、所得に応じて決まる所得割額と、合計額となります。

今回から子ども・子育て支援金制度によるご負担(子ども分)をお願いします。この制度は、社会保障全般の将来像も踏まえ、全世代で支え合う仕組みとして創設されたもので、国の「子ども未来戦略」に基づく少子化対策(児童手当の拡充等)に充てられます。

所得の少ない方には、世帯の所得状況に応じた軽減制度が適用されます(表2)。令和8年度は、軽減割合の引き上げと対象範囲の拡大を行います。なお、令和8年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。



(表1)

		均等割額	所得割率	賦課限度額
令和8・9年度 (年間)	医療分	5万8,748円	10.36%	85万円
	子ども分	1,385円	0.25%	2万1,000円
【参考】令和7年度分		5万4,428円	11.04%	80万円

※子ども分の保険料率は令和8年度の料率で、令和9年度の保険料率は令和8年度に算定します。

(表2)

軽減割合	令和7年度【参考】	令和8年度
7割軽減※	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下
5割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+30.5万円×(被保険者数)以下	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+31万円×(被保険者数)以下
2割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+56万円×(被保険者数)以下	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+57万円×(被保険者数)以下

※令和8・9年度の医療分に限り、7.2割軽減となります。

073142816688
住民生活課又は和歌山県後
期高齢者医療広域連合(☎)

町税等の納期限

税目	期別	納期限
国民健康保険税	随1期(10期)	令和8年4月30日
後期高齢者医療保険料	随1期(10期)	
介護保険料	随1期	
介護保険料	第1期	令和8年6月1日
固定資産税	第1期	
軽自動車税	第1期	
介護保険料	第2期	

納期限が過ぎると、延滞金がかかります。

問 住民生活課



令和8年度後期高齢者医療 の健康診査のご案内

年1回、健康管理のため、健康診査を受けましょう。対象の方には、5月下旬に受診券を直接お送りします。

① 医科健康診査

○対象者
被保険者(長期入院者、施設入所者を除く)

○検査項目

問診、計測(身長、体重、BMI、血圧)、診察(身体診察)、尿検査(糖、蛋白、潜血)、血液検査(脂質、肝機能、糖代謝、腎機能、尿酸、貧血等)

【医師が必要と判断した方に追加で実施する項目】

心電図検査、眼底検査

○受診期限

令和9年2月28日まで

○自己負担

無料

○持ち物

マイナ保険証または資格確認書、受診券、受診票・問診票

○実施場所

受診券に同封する一覧表に記載された医療機関

② 歯科健康診査

○対象者

令和8年3月末で75歳、80歳、85歳の方と90歳以上の被保険者（長期入院者、施設入所者を除く）

○検査項目

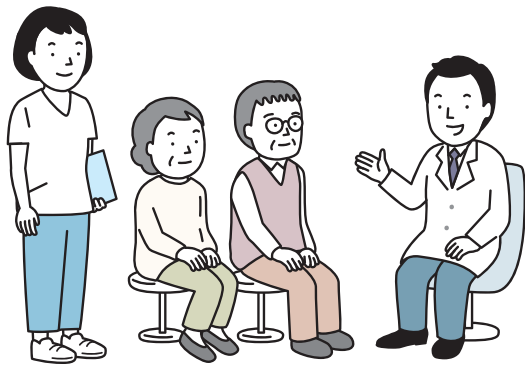
問診、口腔診断（歯の状態・歯周組織の状況・口腔衛生状況・噛み合わせ・口腔乾燥・粘膜の異常）、口腔機能検査（噛む能力・舌機能・嚥下（飲み込み）機能）

○受診期限

令和9年2月28日まで

○自己負担

無料



○持ち物

マイナ保険証または資格確認書、受診票・問診票

○実施場所

受診票に同封する一覧表に記載された医療機関

問 和歌山県後期高齢者医療広域連合（☎073142816688）

古座川町入学祝金のご案内

児童生徒が小学校、中学校及び高等学校等に入学する際の経済的負担を軽減し児童生徒の健全な育成を支援するため「古座川町入学祝金」を給付します。

○給付対象となる方

次の①、②の両方の条件を満たす方が対象となります。

①基準日となる4月1日に学校教育法に規定する学校等に入学する方

学校等・・・小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校及び高等専修学校

②基準日にその保護者が古座川町に居住している方

※児童生徒の住所要件は問いません。



○入学祝金の額

3万円

※給付対象となる条件を満たさなくなった場合は入学祝金を返還していただきます。

○申請期間

令和8年5月1日から令和8年5月31日まで

期間内に受付窓口まで必要書類を添えてご提出ください。

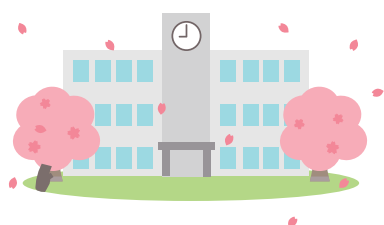
※申請期間内に申請が無かった場合は、受給を辞退したものとみなします。

○申請書配布・受付窓口

教育委員会（中央公民館）、役場本庁、保健福祉センター、各出張所

（申請書は町ホームページからダウンロードできます。）

問 教育委員会



古座川町高校生等就学支援金のご案内

経済的負担が増加する高校生等の方に対して、就学の支援を目的に「古座川町高校生等就学支援金」を給付します。

○給付対象となる方

次の①、②の両方の条件を満たす方が対象となります。

①基準日となる5月1日に学校教育法第1条に規定する高校、高専（1～3学年）、特別支援学校高等部など、高校に相当する学校に在学している20歳未満の方

②基準日に、その保護者が古座川町に居住している方

※基準日以降に転入された方も条件を満たしていれば申請することができます。

※高校生の住所要件は問いません。



○給付金の額

月額5,000円

給付決定後、在学（見込み）

月数に応じて給付します。

※給付は6月、10月の2回を予定。

※給付額は、在学している間の3年間分を限度とします。

※給付対象となる条件を満たさなくなった場合、その月数に応じて支援金を返還していただきます。

○申請期間

令和8年5月1日から令和8年5月31日まで

期間内に受付窓口まで必要書類を添えてご提出ください。

※申請期間内に申請が無かった場合は、受給を辞退したものとみなします。

○申請書配布・受付窓口

教育委員会（中央公民館）、役場本庁、保健福祉センター、各出張所

申請書は町ホームページからダウンロードできます。

問 教育委員会

「不妊治療費助成」「このとり相談」について

古座川町及び和歌山県では、不妊治療に対する助成制度や不妊治療に対する相談窓口を設置しています。

○一般不妊治療費助成

保険適応内で治療した不妊治療に要した費用の一部を古座川町が助成します。

申請窓口・健康福祉課母子保健担当係

○先進医療費助成

先進医療として告示されている不妊治療（保険適用の体外受精・顕微授精等と併用して実施したもの）に要した費用の一部を和歌山県及び古座川町が助成します。

申請窓口・新宮保健所串本支所母子保健担当係（☎0735-17210525）

○不育症検査費助成

先進医療として厚生労働省が定める不育症検査に要する費用

の一部を、和歌山県が助成します。

申請窓口・新宮保健所串本支所母子保健担当係（☎0735-17210525）

○このとり相談

不妊に悩んでいる方々に情報提供や医学的な相談・悩みの相談窓口を開設しています。

開設場所・連絡先
県内に3か所ありますが、最寄りには田辺保健所です。

田辺保健所（☎0739-2617952）

開設時間（月～金曜日 9時～17時45分）



風しんワクチン接種費用助成 について

妊娠初期の妊婦さんが風しんに感染すると、難聴や心疾患などの先天性風しん症候群の赤ちゃんが生まれてくる可能性があります。妊娠中は予防接種を受けられないため、妊娠を予定又は希望している女性や妊婦のパートナーが予防接種を受けることが重要です。

古座川町では、風しん（又は麻しん風しん）ワクチン予防接種費用を助成しています。

○対象者

- ① 19歳以上50歳未満の妊娠を希望する女性（年齢基準日…予防接種をする日）
- ② 妊婦の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む）

○助成額

接種費用全額（接種者1名につき1回の助成）
医療機関で接種費用を支払った

後に、役場 健康福祉課に申請してください。
後日費用を口座に振り込みさせていただきます。

○申請方法

次の書類を添えて健康福祉課に提出してください。

- ・ 申請書（町ホームページからダウンロードできます）
- ・ 領収書（接種者名、予防接種名、接種日、支払金額、医療機関名のわかるもの）
- ・ 母子健康手帳（妊婦の配偶者が接種した場合のみ）

○申請受付期間

令和9年3月31日まで

※注意事項

- ・（女性の場合）ワクチン接種後は2か月間の避妊が必要です。
- ・ 令和8年度に接種した方が対象です。令和7年度以前に接種したワクチン費用は助成の対象になりません。



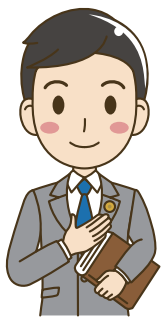
行政相談所の開設日程について

皆さんの身近な相談相手として、国などの行政に対する相談や要望を広く受け付け、助言や関係行政機関に関する通知などを行っていきます。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

実施日	相談所開設
4月15日（水）	中央公民館
6月17日（水）	三尾川出張所
8月19日（水）	保健福祉センター
10月21日（水）	中央公民館
12月16日（水）	七川出張所
2月17日（水）	保健福祉センター

開設時間：午後1時30分～3時30分
行政相談員：瀬瀬 康博

問 総務課



メジロの捕獲は禁止です

メジロを許可なく捕獲や飼育した場合は、法律で罰則を受けられる場合があります。なお、野外で野鳥を観察できない高齢者などは捕獲が許可される場合があります。

問

《捕獲許可に関して》

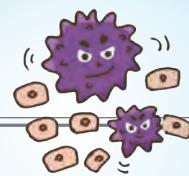
東牟婁振興局健康福祉部衛生環境課

☎ 073512119610
串本支所保健環境課

☎ 073517210525
《飼養登録に関して》

地域振興課





今年度の古座川町 集団健診は5月から始まります

今年度も町内4会場で特定健診・後期高齢者健診、各種がん検診を実施します。古座川町に住所がある対象の方であれば、いずれの健診も無料で受けていただくことができます。ご自身の健康管理、病気の早期発見のため、ぜひこの機会をご活用ください。

【集団健診で受けられる検診・検査】

特定健診・後期高齢者健診・各種がん検診（胃・胸部・大腸・前立腺）・肝炎ウイルス検査

▶令和8年度 特定健診・各種検診 地区別日程表◀

日程	会場	受付時間	対象地区
5月8日 (金)	高池 中央公民館	8:00～8:45	高池(601番地～)
		8:45～9:30	高池(～260番地)
		9:30～10:30	高池(261～600番地)
5月9日 (土)		8:00～8:45	池野山(251番地～)
		8:45～9:30	楠 宇津木 月野瀬
		9:30～10:30	池野山(～250番地)
5月14日 (木)	三尾川小学校 屋内運動場	8:00～8:45	真砂 蔵土 大川 長追 洞尾
		8:45～9:30	三尾川 南平
5月15日 (金)	七川総合センター	8:00～8:45	佐田 添野川 下露
		8:45～9:30	松根 平井 西川 成川
5月17日 (日)	川口 保健福祉センター	8:00～8:45	明神
		8:45～9:30	鶴川 一雨 相瀬 峯 立合川
		9:30～10:30	大柳 潤野 立合
5月18日 (月)		8:00～8:45	直見
		8:45～9:30	小川全地区 川口
		9:30～10:30	中崎 高瀬

※詳細については健診を希望された方に個別でご案内させていただきます。

特定健診（血液検査・尿検査・心電図など）は、すでにかかりつけの医療機関で治療をされている方にもおすすめしています。健診は、普段の通院で検査しない項目も含まれていることもあり、そこで早期に異常を発見できることもあります。



問 健康福祉課

令和8年4月1日からの定期予防接種に関する変更点について

(1) RS ウイルス母子免疫ワクチン予防接種（新規）

対象者：妊娠 28 週から 37 週に至るまで（28 週 0 日から 36 週 6 日まで）の方

接種費：無料

※母子手帳交付時に予診票を配布します。

※母子手帳交付済みの対象者の方には、令和 8 年 4 月以降に個別でご案内します。

(2) HPV ワクチン予防接種（対象者・ワクチンの種類変更）

	変更前	変更後
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・小学 6 年生～高校 1 年生の女性 ・令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの期間に 1 回以上接種した、平成 9 年 4 月 2 日～平成 21 年 4 月 1 日生まれの女性 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学 6 年生～高校 1 年生の女性
ワクチン種類	2 価・4 価・9 価	9 価

※令和 7 年度までに 2 価又は 4 価ワクチンを接種した方で、2 回又は 3 回の接種を終了していない方は、交互接種が認められています。

(3) 帯状疱疹ワクチン予防接種（対象者の変更）

	変更前	変更後
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・年度内に 65、70、75、80、85、90、100 歳になる方 ・60～64 歳のヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害があり、日常生活がほとんど不可能な方 ・100 歳以上の方 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度内に 65、70、75、80、85、90、100 歳になる方 ・60～64 歳のヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

※対象者の方には、令和 8 年 4 月中に個別通知いたします。

(4) 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種（ワクチン種類の変更）

	変更前	変更後
ワクチン種類	23 価肺炎球菌莢ポリサッカライドワクチン (PPSV23)	沈降 20 価肺炎球菌ワクチン (PCV20)

※対象者の方には、65 歳の誕生日又は誕生日の翌月に個別通知いたします。

※令和 7 年度に予診票が送付されている方で、未接種の対象の方には、令和 8 年 4 月上旬に再度通知します。

令和8年4月1日より、国土利用の土地売買等届出書の様式が変わります。

令和8年4月1日より国土利用計画法の届出項目が追加されることに伴い、土地売買等届出書も新様式となります。古座川町役場ホームページの「お知らせ」にリーフレットと新様式を掲載しておりますので、ご活用ください。

土地売買等届出とは・・・

一定面積以上の土地取引には、届出が必要です。

- 市街化区域 : 2,000㎡
- 市街化区域以外の都市計画区域 : 5,000㎡
- 都市計画区域外 : 10,000㎡←現在の古座川町にある山林などはこれに該当します。



※届出期限は、契約締結日を含めて2週間以内です。

※届出は義務であり、届出をしなかった場合は罰せられます。

詳しくは国土交通省のリーフレットをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/content/001361073.pdf>



問 総務課

令和8年経済センサス－活動調査を実施します

問 総務課

この調査は、我が国における事業所・企業の経済活動を全国及び地域別に明らかにすることを目的としています。調査へのご回答をよろしくお願いいたします。

- 調査期日 令和8年6月1日現在
- 対象 全国すべての事業所及び企業（※個人の農林業などは対象外）
- 調査事項 名称・所在地・従業員数・売上金額・費用総額・費用項目など
- 調査方法 支所を有さない比較的小規模な事業所や個人経営の事業所へは、4月にインターネット回答用の調査書類が郵送されております。インターネット未回答の事業所や新たに把握した事業所には、5月に調査員がお伺いして紙の調査票を配布します。インターネットでご回答いただくか、記入した紙の調査票を調査員に提出又は郵送提出してください。
※一部の事業所・企業は、国が業務を委託した民間事業者を通じて行います。
※回答にはインターネットがおすすめです。ぜひインターネットでご回答ください。

経済センサス

活動調査



回答はインターネットがおすすめです。

令和8年4月1日付けで職員の人事異動がありました

氏名	新役職	旧役職
◆課長級		
宮本 旭	建設課 課長兼検査員	建設課 課長
矢本 真一	建設課 主幹兼検査員	建設課 主幹兼工務建築班長兼検査員
洞内 宏文	教育委員会教育課 主幹兼副課長兼教育班長	教育委員会教育課 主幹
◆副課長級		
杉本 涼	総務課 副課長兼総務行政班長	住民生活課 副課長兼住民生活班長
川本 昌生	住民生活課 副課長兼住民生活班長	総務課 副課長兼企画財政班長
山本 雅士	地域振興課 専門員兼検査員	地域振興課 主任
城 万人	建設課 副課長	建設課 副課長兼検査員
◆班長・主任級		
神田 陽司	総務課 企画財政班長	総務課 総務行政班長
西川 徹	住民生活課 主任	議会事務局 主任
森川 牧子	健康福祉課 主任	健康福祉課 主査
上浦 一允	地域振興課 主任	地域振興課 主査
寺本 勇	建設課 工務建築班長	建設課 主任
鈴木 武	建設課 主任	建設課 主査
大須賀 明彦	建設課 主任	建設課 主査
◆一般職		
増山 清人	総務課 主査	地域振興課 主査
堀 いつみ	総務課 主査	総務課 副主査
谷岡 翔	総務課 副主査	地域振興課 副主査
滝本 虎之介	総務課 主事	住民生活課 主事
清水 優希	住民生活課 副主査	総務課 副主査(和歌山県後期高齢者医療広域連合へ派遣)
太田 康介	健康福祉課 副主査	出納室 副主査
池田 悠杜	健康福祉課 主事	総務課 主事
榎本 青空	健康福祉課 主事	建設課 主事
坂地 直生	地域振興課 主事	住民生活課 主事
大江 穩春	建設課 主査	建設課 副主査
脇口 雅子	出納室 主事	健康福祉課 主事
芝 公士郎	議会事務局 主査	七川診療所 主査
野口 政揮	七川診療所 主査	総務課 主査
永楽 優輝	教育委員会教育課 副主査	教育委員会教育課 主事
◆新規採用		
水本 小夏	総務課 主事補	
矢口 悠雅	建設課 主事補	
小川 隆奨	建設課 主事補	
塚 涼	教育委員会教育課 主事補	
中井 清	教育委員会教育課 主任兼指導主事	
◆退職(3月31日付)		
福井 智也		七川診療所 所長・医師
住吉 友樹		総務課 副主査
漁野 貴洋		教育委員会教育課 副主査
井上 孝弘		教育委員会教育課 副課長兼指導主事

新規採用職員紹介



伊藤 眞一（副町長）

4月1日付で副町長に就任いたしました。34年間県職員として県行政に携わってまいりましたが、これからは古座川町のことを勉強させていただき、少しでも町民の皆様のお役に立てるよう頑張っております！



水本 小夏（総務課）

総務課に配属となりました水本小夏です。皆様に信頼される職員となれるよう努力してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。



矢口 悠雅（建設課）

建設課に配属になった矢口悠雅です。1日でも早く皆様のお役に立てる様に頑張ります。また仕事を通じて、今まで知らなかった古座川町の新しい魅力を沢山見つけたいと思います。これからよろしくお願いいたします。



小川 隆奨（建設課）

建設課に配属になった小川隆奨です。古座川町役場の職員として貢献できるよう頑張りますので、よろしくお願いいたします。



塚 涼（教育課）

教育委員会に配属となりました。塚涼と申します。まだ不慣れな点も多く、ご迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、一日も早く業務に慣れ、貢献できるよう努めてまいります。よろしくお願いいたします。



中井 清（教育課）

前任の小・中学校では、地域の方々に大変お世話になりました。この度、教育委員会で勤務させていただくことになりました。これまでの経験を教育行政の立場で少しでも役立てられればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。



町の取り組み・出来事

入

所おめでとう！

4月6日（月）、高池保育所において入所式が行われました。子どもたちは、かわいらしい洋服で身を包み、お兄さんやお姉さんたちから歓迎されながら、笑顔で入所しました。

これからお友達と一緒に、よく遊び、歌を歌ったり、お絵かきをしたり、元気いっぱい楽しく保育所で過ごしてくださいね。

【教育委員会】



ご

寄付をいただきました！

令和7年10月21日、旧瀧之拝太郎の店より、古座川町に対して1,070,411円のご寄付を賜りました。

町事業の貴重な財源とさせていただきます。誠にありがとうございました。

【総務課】



瀧之拝太郎

公証役場通信



第14話 尊厳を持って、死を迎えるには？



新宮公証役場 公証人 三橋 豊

電話 0735-21-2344

新宮市緑ヶ丘2-1-31カマツカビル3F

今回の終活の話は、「3 老後の介護や医療」についてです。

健康な状態の時に、自らの老後のこと、介護や治療を受ける姿を想像することは、難しいですね。しかし、私が病室に呼ばれて遺言を作る機会に、自由に寝起きできない、食事が取れず腕に点滴の管がつながれている患者さんを見ると、元気なうちに備えておくことはないか、考えさせられます。

公証役場では、終末医療に関して、自らの意思を宣言する「尊厳死宣言」の公正証書を作成しています。

死期が迫っていることが明らかな場合の医療行為について、延命のための措置は希望しない

こと、しかし、人としての尊厳を保つため、身体的・精神的な苦痛が緩和される治療は希望することを、自分自身で宣言し、公正証書に記しておくものです。

死期が迫った時に、「延命治療を希望されますか。」と医師から尋ねられた家族が「治療は希望しない。」と答えるのは、なかなか難しいし、重い選択に迫られる場合が予想されます。そこで、元気なうちに、自らの考えを公正証書に書いておくことで、いざというときに、家族がその証書を通じて、本人の意思を担当医らに伝えることができます。これにより、家族の負担を減らすことができ、本人の希望に添った終末医療が期待できるのではないのでしょうか。



～ふれあいいきいきサロンの紹介～



食生活改善推進協議会では、町内各地区で地域の食事会（ふれあいいきいきサロン）を開催しています。高齢化に伴いコロナ禍以降、開催地区や回数に減少傾向も見られますが、開催を心待ちにしてくださっている方の声も多数聞かれます。

今後も無理のないかたちで継続して開催できるよう、健康福祉課では食事会を実施するための調理実習教室（ボランティア教室）も開催しています。ご興味のある方は、ぜひ事務局（健康福祉課 67-7112）までお問合せください。



今回は高池下部地区の紹介です。ひじきごはん、みそ汁、鶏つくね、かぼちゃサラダ、抹茶ミルク寒天

健 康寄席

廣西先生の



第五十回

「卵を食べるとコレステロールが上がる？」

健康診断の結果で「コレステロールが高い」と言われると、心配になりますよね。コレステロールは長い間、動脈硬化や心臓病、あるいは脳卒中の原因として「体に悪いもの」という印象があったと思います。特に心筋梗塞などのリスクの高い方は、かなり厳密なコレステロールの管理が必要なのは今も同じです。しかし本当はコレステロールは単純に悪者というわけではなく、体にとって大切な役割を持つ物質でもあるのです。コレステロールには善玉と悪玉があります。悪玉コレステロールは肝臓からコレステロールを体に運び、善玉は余ったコレステロールを肝臓に戻しています。またコレステロールは、細胞の膜を作ったり、あるいはホルモンや胆汁酸の原料にもなります。つまり、人の体にとって欠かすことのできない成分なのです。コレステロールが極端に低いと寿命がかえって短くなるというデータがあるくらいです。

油っこいものを食べると血の中に入ってコレステロールが上がる、みたいなイメージがあるかも

しれません。じつはほとんどのコレステロールは食べ物を原料として肝臓で作られていて、コレステロールが多い食事を食べたからといって、単純に血中のコレステロールが増えるわけではなく、個人差が大きいのです。昔は卵は一日一個までみたいな俗説が広く信じられていましたが、現在は食事コントロールに偏った指導は緩和されてきています。ちなみに、コレステロールを下げる薬は、肝臓にあるコレステロールを作る酵素の働きを抑えることで効果が出るのです。

コレステロールを極端に恐れて、油を摂取しない食生活はかえって健康によくありません。適度な運動、バランスの良い食事、体重管理などの生活習慣が、コレステロールを良い状態に保つ助けになり、またそれでも悪玉コレステロールが高くなってしまいう体質の方は、飲み薬や注射薬などいい薬がたくさん開発されていますので医師に相談してみてください。

【健康福祉課】

